

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 97
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

年度末のお知らせ

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。年末年始の診療において加算される点数等の情報についてお知らせします。概要は以下の通りです。



年末年始 初・再診料の加算点数

12/29 (日) ~ 1/3 (金) は休日の扱い

診療時間内 ⇒ 夜間・早朝等加算

*施設基準(届出不要)を満たす医科診療所が対象

時間外 ⇒ 休日加算

*時間外の急患対応等の場合(医科・歯科)

通常は『時間外加算』のケース ⇒ 『休日加算』の算定が可能

点数表では12月29日~1月3日までは「休日」扱いとなります。この期間に診療時間を設けている場合、診療時間内は夜間・早朝等加算(施設基準を満たす診療所が対象。届出不要)が算定できます。診療応需体制にない時間外の急患対応など、平日であれば時間外加算の対象となるケースは休日加算が算定できます。

(例) 12/30 (月) 9:00~12:00、15:30~18:30 を診療時間とする場合の加算

	6:00~ 9:00	9:00~ 12:00	12:00~ 15:30	15:30~ 18:30	18:30~ 22:00	22:00~ 6:00
夜早加算の施設基準 を満たす診療所	休日	夜早	休日	夜早	休日	深夜
上記以外の医療機関	休日	加算なし	休日	加算なし	休日	深夜
小児科/6歳未満	休日	休日	休日	休日	休日	深夜

レセプトの査定文書や会計書類等の送付について

令和6年10月よりレセプトの査定文書や会計書類等の紙媒体による送付が基金・国保共に廃止されております。以下概要となります。

- ・支払基金毎月5日頃にお知らせしている当座口振込通知書、増減点連絡書、返戻内訳書、再審査等支払調整額通知票などをPDF形式化し、オンライン請求システムで配信します。印刷をされる場合の初期設定はA4サイズとなります。
- ・令和6年10月以降、ダウンロードしていない返戻レセプト及び各種帳票等がありましたら、オンライン請求システムよりダウンロードしていただくようお願いします。オンライン請求システムでのデータ保持期間は3か月間です。